

1.	当会は、当会への入会申込を行なった者が次のいずれかに該当すると判断した場合、入会を承諾しない場合があります。
1-1.	過去に本規約の違反等により、当会が入会を承諾せず、または入会承諾が取消され、若しくは退会処分とされたことがある場合。
1-2.	入会申込の内容に虚偽の記載、誤記、または記入漏れがある場合。
1-3.	既に同一個人で会員登録を行なっている場合。
1-4.	日本国内に配達可能な所在地を持たない場合。
1-5.	個人ではなく法人の場合。
1-6.	その他、当会が会員とすることを不相当と判断する場合。
2.	当会は、入会を承諾した後であっても、会員が前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、承諾を撤回することができるものとします。撤回した場合も、支払い済みの会費等の返還は致しません。また、その場合、会員は損害賠償請求等の一切の権利行為ができません。